

平成29年度 第1回 徳島県いじめ問題等対策審議会 議事録

日 時 平成29年6月14日（水）午前10時から正午まで

場 所 県庁 10階 大会議室

出席者 14名（1名欠席）

会議概要

1 開 会

（1）教育委員会あいさつ

（2）委嘱状交付

（3）会長あいさつ

（4）自己紹介

2 協 議

（1）徳島県いじめの防止等のための基本的な方針の改定

（2）いじめ問題等における課題

（3）その他

3 閉 会

事務局 （改定の趣旨についての概要説明）

会長 今、説明があったとおり、今回は県のいじめ防止等のための基本的な方針の改定を審議することが中心のテーマになる。よろしくお願ひしたい。既に第1回の対策検討部会は開かれているので、部会長より報告をお願ひしたい。

部会長 5月12日に今年度の第1回の対策検討部会を開き、文部科学省が3月14日に改定した国の基本方針を受け、平成26年に策定された本県の基本方針に加筆、修正をして改定したいと、事務局から原案が示された。また、徳島県では3年前に冊子としては全ての学校に配付はされていない。対策検討部会で協議をしたが、大変重要な問題であり、この審議会で皆様方にも御意見を頂いて修正をしていきたいと考えている。今回は冊子にして配付するので、慎重に審議を重ねて、有効な手立てとなるようにお願ひしたい。法律を作り、ルールを作っておきながら、なおかつ問題が解決しないという残念な思いをしている。本県においては、この基本的な方針を基にしっかりと子供一人一人を見つめて、いじめの問題が起こっても対応できるように願っている。

会長 それでは本日の審議内容について、資料3について事務局より説明をお願ひしたい。

事務局 （資料3「徳島県いじめ防止等のための基本的な方針（案）」のついでの概要説明）

会長 資料3の県の基本方針改定案について、委員の皆様からの質問や意見を必要に応じて事務局や対策検討部会で反映してほしいと考えている。どなたからでも質問、意見をよろしくお願ひしたい。

委員 7ページにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置という文言がある。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの働きの違いについて、特に今回スクールソーシャルワーカーの配置を入れた意図を説明してほしい。

事務局 スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーであるが、スクールカウンセラーは心の問題への対応、福祉に働きかけるのがスクールソーシャルワーカーとなる。特に、スクールソーシャルワーカーについては、貧困や虐待という児童生徒が抱える環境の問題を福祉関係機関、医療機関につなぎ、ネットワークで解決していくため配置している。

これまでは「学校問題解決支援チーム」の中でスクールプロフェッサーが対応しており、その中のスクールソーシャルワーカーの方に要請があれば、学校での助言をお願いしてきた。今年度、新たに8名を希望のあった市町の教育委員会に配置するという形で対応をしていただく。専門家の方と協働することに教職員も努力をしており、専門的見地の部分で助言してもらい、児童生徒及び教職員、保護者からの相談にも対応していきたいと考えている。

委員 実際的に、どこかの場面で有効であった事例は出ていないのか。

事務局 スクールソーシャルワーカーについては、例えば、発達障がいの子供を学校、保護者が今後どのような形で対応していくか、生徒にとってよりよい環境をどのように作っていくかを相談をして、医療機関につなぐことでスムーズに学校生活が送れるようになったり、家庭の中でも暮らし易くなったりした事例はある。

委員 スクールソーシャルワーカーとして、以前に派遣型という形で行っていたが、やはり家庭に問題のある場合がすごく多く、経済的な問題で生活保護につなげるとか、保護者や家族が、障がいを持っている場合もあるので、医療のほうにつないだり、保護者の方ひとりで、生活保護課、病院にしても行くのがすごく苦手で、一歩出れない方の背中を押して一緒に行ってあげるなど、実際に家庭の中に入って家庭全体を見て必要な関係機関へつなげることがスクールソーシャルワーカーの大きな役目であると思っている。

委員 学校側から歓迎されているか。

委員 私も、最近は細かく家庭の中に入ることでスクールプロフェッサーとしては活動していないが、以前は、家庭に入って、家族の方が借金問題で悩んでいる方を司法書士につないだり、離婚問題で悩んでい方の話を聞くだけでも、次のステップへ進めてあげられたり、気持ちとして喜んでくれていたら有り難いなと思ってる。

委員 私も是非こういう体制ができればと願っていた一人であり、かつて学校現場にいた者としては、案外、外部の専門家の方をお迎えすることを拒否できない部分があり、協力体制というか協働で皆さんと一緒に協力しながらそれぞれの専門分野の方に協力を願う体制が醸成できればすごくいいな、こういう形が本当に望ましいのではないかと考えている一人である。

会長 スクールソーシャルワーカーの役回りは、今、御説明していただいたが、スクールカウンセラーの補足説明があればお願いしたい。

委員 スクールソーシャルワーカーは、外部の専門的機関とつないだり、家族の中に入ったりする。スクールカウンセラーは家族も対象にしているが、どちらかと言えば個人の生徒であったり保護者の方であったり、時には先生であったり、心のケアを一緒にしていく形で活動をしている。不登校で学校にきていない子には家庭訪問したりして、家にも行ったりすることもあるが、できるだけ本人の力を育てていくことをメインにしているのので、私たちが外部とつなぐというよりもスクールソーシャルワーカーの方にさせていただいてすみわけをしていると思う。スクールカウンセラーも最初は外部から入っていくという感じで、学校では少し難しかったが、平成3年ごろからでもう26年目になる。スクールカウンセラーとして学校にいた方が、先生になったりすることが既にあるし、不登校であったりいじめであったり、非行のお子さんとかでスクールカウンセラーに相談してということも、大分あると思うので、先生方も外部との連携ができていると思う。

委員 子供が持って帰ってくるプリントで、スクールカウンセラーの方と相談する機会があるというのを、ここ最近になって何枚か見たので、学校にも広がっていると感じている。

会長 学校教育における大きな流れとして「チーム学校」という考え方がある。いじめに限らず、教育課題がいろいろ絡み合って子供の問題が起きてくるので、もはや学校の中で課題が解決できる状況ではないという考え方である。いじめもそうなのだが、様々な専門家の方々とチームを組んで解決に取り組もうというのが根底にある趣旨ではないのかなと思う。
ほかに、県の改定案について御質問、御意見があればお願いしたい。

委員 「保護者や児童生徒代表、地域住民代表などの参加を図る」と書いてあるが、この地域住民とはどのような方を指すのか説明をお願いしたい。

事務局 地域住民は幅が広いと思うが、学校の周辺等に住んでいる方にいろいろな学校行事で、学校の中に参加してもらい、生徒を地域ぐるみで見てもらおうことと捉えている。近隣という意味で捉えていただけたらと思う。

事務局 今の学校を考えると、例えば学校評議員の方であるとか、外部の評議員の方で助言を定期的にもらう機会があるので、その都度の学校の評価も含めて、学校評議員の方などが該当する。

委員 徳島県の「いじめ防止等の対策のための基本的な方針」をわかりやすく改定していただき感謝している。この県の改定案を学校に送るというのは、文部科学省の基本方針と一緒にして冊子にしてはということか。徳島県のほうで、例えば11ページにある、学校におけるいじめの防止等に関する措置で、⑧や⑨の項目に関わっているが、⑨の説明で特に配慮の必要な児童生徒については、発達障がいであるとか、帰国子女であったり外国人の親御さんをも

っておられる方、セクシャルマイノリティの方、震災被害の方であったりするが、徳島県の基本方針には書かれておらず、どこまで浸透するのかがわからないと思う。

⑧の教職員の言動については、震災被害でいじめられたお子さんの時もそうだったし、セクシャルマイノリティの当事者の方々といろいろ活動していく中で、学校で活動していく中で深い意図でなくても、ちょっと出てきた言葉に傷ついたりとか、自分を否定されたりとかを聞くので、この辺の関わるところで、特に配慮が必要である具体例は含まれてもいいと思う。改定案に具体例を入れるか、国の方針も同時に見るとというのがあればいいと感じた。

事務局 3月に、国の基本的な方針を、各学校のほうにPDFで送信をさせていただいている。国の基本的な方針を新しく添付することは考えていないが、各生徒指導主事会で、⑨の四つの具体例については説明をしたところである。具体例を記載した場合、もし次に新しいこと、また次に新しいことと出てきた場合に随時、改定としていかなければならない。県の基本方針はこの記載にとどめておいて、あとは各学校において、文部科学省の基本方針で校内研修の機会をもって周知徹底をしていく指導を考えている。

会長 今、質問を頂いたが、要は国の基本方針があるので、当然それを踏まえて県の基本方針を作ることになる。県教委は恐らく、あれもこれも入れたいという思いと、「simple is best」ということでシンプルにしないと現場で見てももらえないのではという葛藤があったと思う。そのうえで、これを入れる入れないという判断になったと思う。私自身もざっと見ていて1か所思ったのは今の箇所である。

今回入った特別な配慮の具体例として示されている、「発達障害を含む障害のある生徒」「海外からの帰国児童生徒、外国人児童生徒」「性的マイノリティ」「被災児童生徒」に対するいじめの問題については、1行ぐらいでよいので入れてはどうか。国が例示しているのはこの四つの事例であるとしてもよい。でないと、特別な配慮という言葉が、一般的な言葉で流れてしまう。「simple is best」という思いもあり、私も葛藤があるが、もう一度検討をさせていただいたら有り難いと思う。

事務局 検討したいと思う。

会長 ほかに御質問、御意見をお願いしたい。

委員 先ほど「simple is best」という言葉が出たが、自己有用感についてはすごく詳しく、自分がしたことを感謝されてうれしかったとか、頼りにされているとか、誰かの役に立ってみんなから認められたとか、自己有用感が高められるとなっている。一方、自己肯定感のところは、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会と、ざっくりした感じで、これは二つ一緒に自己有用感や自己肯定感でいいのではないかと、他者との関係で自己有用感が高まる、自己肯定感自分だけで肯定してもだめだし、わがままになってもいけないが、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会というのが、どういうことをイメージをしているのかよくわからない。自己有用感のほうは詳しく書かれてあるので、そこがどうなのかと思った。

会長 ここは、現行の県の基本方針もそうになっていたか。

事務局 ここは、現行の基本方針のままである。今回、審議会で御意見を頂き、その点も含めて全て改定をしたいと考えている。

会長 私も大学で現職の院生や学部卒の院生と話し合っていて思うことだが、自己有用感、自己肯定感、自尊感情などの言葉は、大事なのはわかるが、抽象的であり、またこれらの言葉は日常生活ではあまり使わない。わかった気になっているだけで、実は、「それってどういうこと？」を押さえないと情緒的でムードだけで、「自分を大切にするとこは大事やね」とか「自分に自信を持つことは大事やね」と思っているだけで、それはそれ自体は大切なんだけどもわかりにくいと私も思う。だから、県の独自の基本方針なので、あまり大胆には変えられないだろうとは思いますが、国の趣旨から大きく逸脱しない範囲であれば、県には県の主体性があるので、先生方も子供たちも腑に落ちるような素敵な言葉があれば検討をよろしく願いたい。

委員 他の文書を見ても、「自己有用感・自己肯定感」と書いてあるものも見受けられる。

会長 また、その辺りも何かよいアイデアがあれば、検討できればと思う。
その他、何か意見があれば。

委員 教職員の言動については、ずっと見ていて教員の方がやりにくくはないか。何かすごく締め付けられて、言葉に気を付けなければあかん、あらゆることに気を付けながら、果たしていじめ問題を解決できるのか、もっとシンプルにできないのかと感じるのだが。この項目は必要なのかと思った。教員自身もわかっているので、言葉には気を付けなければいけないことは確かである。マスコミが取り上げて騒ぎになってしまう、だからこれは、やりにくいのではないのかとを感じるが、検討してみてもどうか。先ほどもあったが、自己肯定感や自己有用感を高めるとか、ここまでやらなければならないのか、いじめ問題はこんなものなのか、とを感じる。

会長 ^{きたん}忌憚のない意見を頂いた。学校の先生方も3名いるがどう感じているか、このような文章を見て先生方はどんな思いか。

委員 高校教員の立場から話しさせていただく。私たちは毎日、担任を持ち、部活動を持ち、1日の大半を生徒と接しているが、仲がよくなってきて打ち解けるといろいろな会話をする。その中では、冗談も言い合ったり、家庭のことであったり、友達のことであったり、突っ込んだ話もする。そのときにやはり、このようなことは常に考えていなければならないことだと思う。そこは厳しい書き方のように感じられたかと思うが、すごく大切なことで私たちがしなければならない務めとして受け止めたらいいと思う。

委員 締め付けの文章が出れば規定になり、これに違反していますよと言われたらやりにくくは

ないか。

委員　私が傷つけることをやってしまった場合に、ここに書かれていることをしたのだからという言い方をされたら、確かにちょっとつらいと思う。

委員　確かに、いろいろな教職員の言葉が書かれて苦しい部分はあるが、これまでの報道等でも子供の心を傷つけるということが実際に起こってしまっている点を考えると、我々の言葉はすごく重みがある。言葉の暴力というのも体罰と変わらない。場合によってはそれ以上の心の傷を相手に負わせるという認識を持つ意味で、この言葉は必要だと思う。そして、実際の指導の場面で、感情による言葉ではないか、感情による指導ではないか、と思われてしまうような誤解を生むような場面もなくしていくべきと思う。ただ、命に関わる場面であるとか、いじめの重大事態での場面では、厳しい言葉も保護者や子供は理解してくれていると感じる。実際、日々の指導の中で子供とぶつかる場面はある。しかし後で、あのとき先生が止めてくれてよかったという言葉がくれたりすることもある。原則として言葉に注意をするということを残して置いてもよいのではと感じる。

委員　小学校も中学校・高校と同じように高学年になると、教諭と児童間の仲、距離がだんだん近くなる。そこで面白いことを言い合う中で、「あっこれはいかな」とか思うことも私自身も身にしみたこともある。でも、それは子供と先生との信頼関係が成り立っていれば、大丈夫なこともあり、難しいが、この文章があることによって、自分を過信してはいけない、教諭という立場で子供を理解していることに過信があってはいけないということで、自分自身にもこの文章は大切であり、私もこの文章はあったほうがよいのではと考えている。

委員　教員の方がいいと言うのであれば構わないが、私自身いろいろ締め付けがあるので、本当にいいのかなと感じた。

会長　大事ないじめ対策の本質に関わる話をしてもらい、私自身は大変うれしく思っている。いじめの社会問題化の状況については、私にも葛藤はある。実際に第三者委員として関わった事案が二つあるが、元教員なので教育の難しさを分かった上で発言した。具体的には、児童生徒理解という観点から問題点を指摘したが、そのような問題提起が、先生方を追い詰めるのではなく勇気づけるようになってほしいと心がけた。一方、いじめ問題をめぐり、学校の先生方は明らかにすくんでいる。「あってはならない」というメッセージについて、私の感覚では、誰も「あってもいい」とは思っていないが、これからも未来永劫、人が複数いて、共に生活をしていけば、何らかの確執が起きるのが当たり前である。基本方針だから理想論を書くことは分かっているが、どこかジワッと強迫的なプレッシャーを現場に与えていると感じる。ただ、文部科学省は、方向性や理念を出す役割があり、それはそれでいいと思うが、受け止める我々の側が、でも現場ではこういうところはこのとおりにはいかない…というように考えて対処するべきだろう。そこは、私たち現場のプライドである。現場の者は、基本理念はきっちりと踏まえたいうえで、ここはこのように受け止めていく、こう対処していくということで考えていけばいいと思う。

発言があったように、いま議論になっている問題は社会問題化の陰の部分である、大問題になればなるほど「あってはならない」という建前論になり、現場はすくんでいく。そうすると、問題の解消を急ぐので、被害者にきちんとサポートしていない、加害者は本当には反省していないのに、「握手しなさい」と「もうやったらあかんぞ」で終わって何も本質からの解消にはつながらないようなことも生じる。だから今回の基本方針の改定で、解消というのはこういうことであるということが入ってきている。「いじめ対策」と「いじめ教育」は分けて考えた方がいいと思う。たとえば、自分のクラスのA君がB君をいじめた事案があったとすると、国の基本方針では、被害者のB君の立場に立ちきって、加害者のA君は人間として許されない、あってはならないとなっていた。「いじめ対策」としてはそうだろうけれど、担任にとっては、B君だけでなくA君も自分のクラスの生身の生徒であり、断罪すればいいという話しにはならない。また、エスカレートした暴力などの一方的ないじめはあるが、それはいじめである以前に明白な犯罪である。しかし、人間関係において苦悩が生じる場合、大半は行き違いで、双方から乗り越えなければならない問題も少なくない。こちらが被害者で、こちらが加害者で100パーセント悪いなんて、現場の教員はクラス作りや集団作りでそんな単純な判断はできないことが多い。児童生徒のそのような複雑な人間関係にかかわるところに、現場の教員としてのプライドがある。理想は理想で大切だが、実際現場でどうやっていくかは、私たちはプロの教師として、プライドを持ってやっていかなければならないと思う。理想・建前も必要ではある。しかし、今、議論いただいたテーマは、先生方へのエールのように聞こえて、私は印象に残った。

時間が迫ってきているが、方針だけでなく、いじめ問題全般についても意見を頂きたい。

委員 P D C Aサイクルという言葉があるが、この頃、英語の簡略化した言葉は、一度はそうかと思うが、次に見たときにはもう忘れてしまっている。文部科学省のほうは、P D C Aサイクルで表記しているが、できたら徳島県の方針には、括弧書きで説明を付けてたらわかりやすのではと思う。

委員 明記していただくと更にもっとわかりやすいと思う。私はスラッと読んだが、いろいろな方が見られるのであれば、すっと分かるように明記されてもよいのではないのかと思う。

会長 今の意見について、この方針を見ていただきたい方々とは、基本的には学校の先生方が中心と思うが、県民の方も含めてという理解でよいか。

事務局 そのとおりである。

会長 私たちは一定の専門性を持っている者だから分かる、教員だから分かる。しかし、はっきり言って、自己肯定感や自己有用感なんて、世間の方は分からない。こんな言葉に出会ったこともない。それなら、徳島らしく、ごく普通の言葉で大胆に翻訳しても面白いかなと思った。そうしたら、そこに、生身の委員の感情や言霊がこもる気がする。大体、法律用語や行政文書は魂が込めにくいものである。変に込めたら解釈がぶれることもあるから、もちろん県もその制約があるとは思いますが、国に書いてあることは既にあるのだから、少し大胆に、私

なんかは期待したい。P D C Aだけでなしに、伝えたいのなら、世間の人になるほどと思えるようなものを工夫してもらいたい。

事務局　やはり、文言を見て辞書を引かないと分からないようなものは、私もいかなものなのかと思うので、御意見を頂いて、読んでスーッとはいってくるようなものを作ることも改定のポイントに上げているので、こういった御意見を頂きたい。

委員　いじめの早期発見のところで、「ささいな兆候」の「兆候」という言葉が少し気にかかる。文部科学省でも同じ文言が使われているが、本校では「兆候」もいじめであるという認識に立とうと共通理解している。「兆候」はいじめだという立場で対応していくということを職員会議やいじめ防止推進委員会では、合い言葉として話によく上がっている。本校の実態から考えると少し違和感を感じる「兆候」という言葉であると思う。ふさわしいかどうかは分からないが、「ささいな事象」とかに置き換えられることが可能であれば、変えてみてもよいのではと感じた。

会長　この部分も、国の基本方針もこの表現である。委員から意見を頂いたので検討をしてほしい。

委員　単なる質問というか、疑問というか、一般的な保護者として疑問に思ったことを質問させてもらおう。いじめの解消についてであるが、いじめに関わる行為が止んでいる状態が、少なくとも三か月止んでいることという数字はどこから出てきたのかということと、私は民生主任児童員やP T Aもさせていだいたりしたこともあって、地域の会議に出ることが多いが、いじめの問題に地域が関わっていくときにプライバシーの問題というか、逆に身近な地域の人間だけあって、どこまで情報を共有してもいいのかと時々思う。もちろん、守秘義務があるが時々考えるときがある。

いじめではないが、先日、ニュースで不良行為のある生徒を、写真入りで地域の住民で周知していたということが問題になった事例もあった。いじめ等で”このことはこのような感じである”ような感じで、細かなお知らせはないが、プライバシーの問題も難しい問題であると思うこともあり、皆様の意見を聞かせてほしい。

会長　解消の問題とプライバシーの問題と二つ質問いただいた。

事務局　解消の目安が三か月という日数であるが、文部科学省の行政説明では、最初、期限を設けるものではないという意見も出たようだ。では、なぜ三か月という日数が設けられたかであるが、ある程度の目安としての数値を議論したところ、学識経験者間で三か月でまとまったとのことである。

会長　プライバシーに関しての対応の難しさについては何かあるか。事務局からコメントを頂きたい。

事務局 特に面接をして解消されているかを判断することになっている点，SNS上でのいじめも含むため，どこまで情報を共有するか線引きは難しいと思う。学校で判断していただく中で，事案に関係した生徒，被害生徒，加害生徒，クラス生徒の範囲になるのではと考えている。

委員 同じ部分になるが，被害児童生徒が苦痛を感じていないことを面接等で確認するとなっているが，この面接は誰が行うと想定されているか。例えば，スクールカウンセラーとか，たちまち現場で起こって，さて誰がするのだろうかという検討するでは遅いと思うので，教育委員会としてはどのような形で対応するのがベストと考えているのか教えていただきたいと思う。

事務局 面接においては，学年主任，学校関係者，スクールカウンセラー等を含んでいると考えている。

委員 学校で起こっているいじめを対象としているものとする，学校現場で起こっていることを，なかなか学校の先生に正直に話さずらいと考えられる。この部分においては別の形をとったほうがよいという気がする。特にどれがいいというところまではないが。

会長 国のほうも具体的は方法論は示されていない。

事務局 ただ単に「面接を行う」としか記載されていない。内部の方で行うと信憑性に欠けるかもしれない。もう少し検討して，記載できるようであれば考えたいと思う。

会長 時々研修会でも言っているが，特に中・高の時代，私たちもそうだったように，自分の友達関係の問題に親や教師などの大人に介入されることは，ある意味屈辱である。「先生A君が叩いた」って訴えて，先生が「だめでしょ」と指導するというのは，小学校低学年までと思っている。私も，友人関係の問題は大人には言わなかった。なぜかといえば，自立という課題があるから。言うまでもなく，思春期，青年期は自分たちの仲間の問題を大人の介入なしに解決しななければならないという「自立」という課題に直面している。だから，信頼関係がないから言わないのではなく，たとえ信頼していても学校の先生には言わないことも少なくない。そんな当たり前の生徒の心理をわからずに，いじめ把握を論じて学校の先生だけにプレッシャーをかけても，やはりずれていくと思う。そんな問題を解決するためには，スクールカウンセラーをはじめとして，複数の窓口を設け，いろいろな役回りの方が対応することが必要だと，私は思った。

委員 毎日，同じ顔を合わせている関係の中で言いつらいということもあるかなと思うので，その子が学校を休んでいるかどうかにもよるが，戻って生活する場としてあるならば，そこで顔を合わせる先生には言いつらいということもあり，大人に言いつらいということももちろんあると思う。ほかの者が，聞いてうまく聞けるのかということころはもちろんあると思う。

会長 二重の意味でなかなか言いつらいというのは，子供の心理をわかった上で大人の対応を考えていかなければならないということになる。

基本方針以外のことで、いじめ問題全般に関して何か意見があればお願いしたい。

委員 先ほど県教委から説明があったが、スクールソーシャルワーカーを今年度より8名、13市町の各教育委員会に週1回配置という形になった。私自身はこのスクールソーシャルワーカーではないが、スクールソーシャルワーカーをしている方に聞いたところ、1名が二つの市と町を担当すると、2週間に1回しか関わりを持ってないという話を聞いた。それで信頼関係を結ぶということはすごく難しい、何か一つの案件があったにしても、次、会えるのは2週間後では、いろいろな問題を解決することはすごく難しい。できれば、スクールソーシャルワーカーの人数を増やすとか、スクールカウンセラーのように常勤配置ができれば本当は、一番うれしいのではないのかなと思うのでお願いしたい。

事務局 スクールソーシャルワーカーの方には、13の市町から希望があり、無理を言っている。配置拡大にも努力はしたいと考えている。学校では、本年度から教育相談コーディネーターを配置している。学校の中で、窓口を明確化して、スクールソーシャルワーカーと教員が協働する部分に至るまでのプロセスをいかにスムーズにやっていくかが大事であると捉えている。相談体制は管理職を含めて学校全体で取り組まなければいけない。養護教諭や特別支援コーディネーターもいるが、教育相談コーディネーターを基本方針の改定では、新たにその窓口として示している。こうした教員の力量を高めることも県教委として考えている。

会長 私も教育委員会の経験があるのでわかるが、十分とは言えない面もあるかもしれないけれども、これまでのことを実現するには、かなりの予算が必要だったと思う。また、予算を確保するにはかなりの苦勞をされたと思う。どこの行政もそうだが、今の時代は、そこにお金とつぎ込んだらどのような効果が上がるのか、数字で示せというのが必ず出てくる。私たちにできることは、教育委員会の方が汗をかいて実現してくださったことに、十分ではないかもしれないが、現場の者が十分に有効に活動して、こんな意義があるということを委員会にお返しをして、それをまた上げていただいて、制度の充実を図るというタッグの組み方かと思う。

事務局 専門家の方といかに協働していくかということ、先ほどチーム学校という言葉があったが、問題が複雑化、多様化しているので、学校としても助言を頂いたり、力を貸していただく中で、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの方と教員がいかに連携していくかが大切だと考えている。

会長 基本方針のことでもいいので、何か意見を出していただきたい。

委員 会長も話されてたが、仙台市の教師が暴力を振るったとか、取手市にしても、両親が文部科学省に駆け込んで、急に教育長が面会に行ったとか、皆様の英知を集めて作られたものが有効に活用されているのか。レアなケースと思うが、大多数は一生懸命しており、そのような重大事態がないということは、現場の先生方が本当によくやっているとと思うの

だが、なんかむなしというか、仏を作っても魂が入っていない、そのような事案が全国各地で起こっていることに胸を痛めている。

いい対策があるのかというところに返ってしまうが、最後は、先ほどから出てきているように、日々、子供たちとともに生活している先生方にすぎるしかない。先生方はいろいろな仕事がたくさんあり、先生方は過労死寸前で、一人一人の子供にきめ細かな対応をしてほしいという保護者の願いもあり、どうしたらいいんだろうという現場の先生方の苦悩も大変よく分かるのだが、最後行きつくところ日々接している先生方が一番そのようなことに気付くのでは思うと同時に、またプレッシャーをかけられたら困る、そんなことも考えていただけたらと思う。それと会長も言っていたように、文科省、文科省というのも、それにひこづられることはないのかなというように思う。かつて、文部省の常識は社会の非常識だと、社会の非常識は文部省の常識だと言われるが、今回の文部科学省の混乱ぶりを見ても分かるように、何も文科省が書いてあるからといって同じにしなければならないことは全くないと思う。もちろんこのようなものを作るのだから、各都道府県でバラティの富んだものが作れるという話にはならないと思うが、しっかりと徳島の県教委としての姿勢を随所に出していただけたら、有り難いのではと考えている。また、「努める」という言葉が何箇所かあるが、努めるだけでいいのだろうかということも感じている。実際に有効に活用されるように、少しでもいじめの解消につながれば、有り難いと思う。

会長 ほかに何か御意見があれば。

委員 このようなものがいろいろ出されて、それが現場で生かされていくかどうかというところについては、我々教員もすごく感じるものがある。私自身はミドルリーダーとして研修で受けたこととか、最新の今の社会の考え方とか、学校はどのように対応していくことが求められているのかを情報共有をすすめる立場にあると思っている。だから、このような場に参加できて、方針を熟読できて、学校に持ち帰ることができるところが有益だと思っている。少し話は変わるが、いじめの早期対応で私自身を感じることだが、結構、子供とか保護者は、言葉では「大丈夫だ」とか「ちょっと様子を見てください」とかという言葉が発することが多いのだが、それを額面どおりにとって見ているだけでは、どんどん問題が深刻化することがある。そのようなとき、この方針にあるように、チームで相談をまず誰かにし、相談に乗った方は、まずチームで対応する、教職員、仲間を励ます、時には、対応が十分でなく、さらにひどくなるのではと思っている保護者に対し、担任以外からも説明をする、という対応が現場では必要となっている場面がある。この方針を心のどこかに止めておいて、これを有効活用しながら、現場でも早期対応に努めていきたいと考えている。

会長 そのような生のエピソードを基にして話をするほうがより深まる。あまり理念の所だけを言っても、反対もないし異存もないが深まらない。ケースに即しての議論を、次回もまた会長として事務局と相談していきたいと考えている。私たちはそれぞれが担っている専門性・責任性からの立ち位置でかかわっている。文部科学省は文部科学省の責任をもっているからこそ、あのようなメッセージを出せるんだろうと、逆に私たちは教育行政の立場にはないので、いじめ問題を語るときの立ち位置、言葉は違って当然だと思う。今は、社会

問題化になっており、法と基本方針は大切だがとらわれ過ぎる問題もあるということ、委員から言ってもらえた気がする。教師は教師として、保護者は保護者として自負を持って、行政のほうでできないことを我々のほうで粛々とやっけていこうと思う。先ほど、発言のあった「大丈夫です」というのも、「先生に言えなかったこの一言」という本の中にそれがある。30代ぐらいの女性の方の投稿で、『「大丈夫です」とあのとき言いましたが、でも本当は大丈夫ではなかったんです。でも、きっと先生の指導力では、クラスのいじめは止められなかったでしょ。だから、「大丈夫」と言いました。』教員にとっては痛烈な言葉であるが、本音だろう。いじめ問題に限らず、教育に限らず、表面の言葉だけではなく非言語の部分を含めて理解することは、ごく当たり前のことであって、教員もそのところに立ち戻らなくてはならないと思う。家庭からの要望も、求められて学校が受けるだけのものでなく、学校と家庭が一緒になって考えていくものだと思う。誰が悪いのかという論を立てたら、つまらないことになると思う。この問題を解決するのに自分は何ができるか、その知恵を持ち寄ってほしいと思う。学校もサービス業と思われている。私は「ここは、御家庭で御検討ください」と、何回か丁重に跳ね返したことがある。そのあたりのこともPTAの方とも一緒に考えていきたい。大人がきちんとスクラムを組んだら、多少のことは乗り越えていけると思う。大人がバラバラであれば、子供は見透かして、いろんなことが収まらないと思う。本日の審議はこれで終わりたい。